Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.

# 最終更新日:2025年7月18日 川崎汽船株式会社

https://www.kline.co.jp/

取締役 代表執行役社長 五十嵐 武宣

問合せ先: 総務グループ長 二口 正哉 TEL: 03-3595-6568

証券コード:9107

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

# コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1.基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくには、コーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力しています。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

# 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や行動指針は「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)にまとめ、当社ウェブサイトに開示していますので、ご参照ください。

https://www.kline.co.jp/pdf/csr/guideline.pdf

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の内容は以下のとおりです。

1)【原則3-1 情報開示の充実】

当社は川崎汽船企業行動憲章実行要点において、「株主、投資家などのステークホルダーと広くコミュニケーションを図るために、経理・財務等正確な会計記録や税務管理を含む事実および企業情報を適時適切に開示する」と定めており、財務情報に加え、非財務情報についても当社ウェブサイトや年1回発行する「"K"LINE REPORT」(統合報告書)で広く開示しています。

当社ウェブサイト https://www.kline.co.jp/ja/index.html

「"K"LINE REPORT」(統合報告書) https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/report.html

- 2) 【原則3-1(i) 経営理念、経営戦略、経営計画】及び
- 3)【原則1-3 資本政策の基本的な方針】
- <企業理念、ビジョン>

2022年5月、当社グループは、事業環境の変化がもたらす当社グループへの影響の大きさと重要さを考慮したうえで、目指す姿を再確認し、「企業理念」、「ビジョン」及び「大事にする価値観」を見直しました。

これらは、当社グループの事業領域が海運業を主軸とする物流であることを再確認し、その事業領域において自社と社会の低炭素・脱炭素化の推進を通じた企業価値向上を図り、その実現のために成長を牽引する役割を担う事業に経営資源を集中し、低炭素・脱炭素化に向けた活動をともにできる顧客と成長機会を追求していく企業でありたいという方向性を明確化したものです。

#### 企業理念

~グローバルに信頼される"K"LINE~

海運業を主軸とする物流企業として、人々の豊かな暮らしに貢献します。

#### ビジョン

全てのステークホルダーから信頼されるパートナーとして、グローバル社会のインフラを支えることで持続的成長と企業価値向上を目指します。 大事にする価値観

お客様を第一に考えた安全で最適なサービスの提供

たゆまない課題解決への姿勢

専門性を追求した川崎汽船ならではの価値の提供

変革への飽くなきチャレンジ

地球環境と持続可能な社会への貢献

多様な価値観の受容による人間性の尊重と公正な事業活動

## <経営戦略、経営計画>

事業環境が大きく変化するなか、2022年5月、当社グループは2022年度から2026年度までの5か年の中期経営計画を公表しました。当社グループならではの強みである専門機能を磨き上げ、2050年に向けた自社と社会の低炭素・脱炭素化の推進と、収益成長を両立させるための長期経営ビジョンを実現していくため、足元の5年間で実行する施策を中期経営計画において明確化しました。船隊の代替燃料船への移行と並行してエネルギーインフラ転換の支援を進めると同時に、この事業機会を確実に捉え、収益性と成長性を高めていくためにも、経営資源の集中と顧客とのパートナーシップの強化により企業価値の持続的な向上につなげてまいります。その実現のため、事業戦略の実行、事業基盤の構築及び資本政策の明確化に取り組みます。

企業価値向上への取組みを定量的に管理していくための経営指標及び目標をそれぞれ以下のとおり設定しました。

経営指標 2026年度目標 ROE 10%以上 ROIC 6.0~7.0%

収支 経常利益1,600億円(2026年度の経常利益目標は、2022年5月計画公表時の1,400億円に向けて順調に進捗していることから、 2024年5 月に1,600億円に引き上げた)

#### 最適資本構成

事業リスクを意識した財務健全性と資本効率の両立を図りつつ、引き続き成長投資と株主還元のキャッシュアロケーションの分配を意識した事業 運営に努めます。また、自営事業及びコンテナ船事業に必要な資本レベルを検証します。

#### 株主還元方針

当社は業績動向を見極め、最適資本構成を常に意識し企業価値向上に必要な投資及び財務健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローを踏まえて積極的に自己株式取得を含めた株主還元を進めることを株主還元方針としています。この還元方針に基づき、中期経営計画期間中の株主還元は2025年5月の公表時点で8,000億円以上を計画しています。2024年度までに約6,100億円を実施し、残りの中期経営計画期間においては、2025年度に1株当たり120円(基礎配当40円、追加配当80円)、2026年度に1株当たり100円(基礎配当40円、追加配当80円)、2026年度に1株当たり100円(基礎配当40円、追加配当60円)の年間配当を予定しているとともに、足元から500億円以上の機動的な追加還元を検討しています。

#### 経営計画における課題

環境を梃子にした成長のための長期経営ビジョンの策定

ポートフォリオ経営の強化や低炭素・脱炭素化に向けた活動を通じて実現したい長期経営ビジョンを策定しました。「川崎汽船グループならでは」 の強みである専門機能を磨き上げ、自社と社会の低炭素・脱炭素化への貢献と収益成長を両立させるため、成長を牽引する役割を担う事業に経 営資源を集中させ、自営事業とコンテナ船事業の2本柱で市況耐性の高い企業として持続的な成長を目指します。投資にあたっては資本コストを より意識し適切な資本政策をもって実施してまいります。

事業ポートフォリオ戦略による経営資源の集中

事業ポートフォリオの新しい枠組みにより事業の役割を類型化し、各事業の役割に応じた戦略的方向性を明確化しました。自社と社会の低炭素・脱炭素化を機会として「成長を牽引する役割を担う事業」には経営資源を集中的に配分して事業成長を実現します。「スムーズなエネルギー転換をサポートし新たな事業機会を担う役割の事業」では、事業リスクの最小化を図りながらも、代替燃料需要への対応を推進します。「稼ぐ力の磨き上げで貢献する役割の事業」では、他事業とのシナジーを追求するとともに、バルクキャリアにおいては契約期間に応じた船舶保有とすることでライトアセット化を進めるなど、対象事業の市況耐性を高め、安定収益を確保します。これら3つのポートフォリオについては、戦略的な事業資産の入れ替えを継続的に検討します。「株主として事業を支え収益基盤を安定させる役割の事業」では、継続的な人的支援と経営ガバナンスへの関与を通じた企業価値の最大化を目指します。「新規事業領域」では、当社グループのシナジーを追求し、当社の強みを生かせる事業領域を拡張してまいります。

組織・人材計画をベースに機能戦略による技術・専門性の磨き上げにより、事業戦略を実現するための強固な事業基盤を構築 当社グループの提供価値の源泉である、人材・組織とそれらを支えるシステム・技術に投資することで、専門・技術部門の連携による組織力の強 化を行い、持続的成長を目指します。また、今後の成長を実現するうえで不可欠である環境・技術開発と安全・船舶品質管理については、継続的 な取組みと、グローバル拠点の強化によるサポート体制と組織の確立により、対応をさらに強化してまいります。

当社における最適な資本政策の整理と、それを実行するための経営管理の高度化

最適資本構成とキャッシュフローを常に意識し、資本効率と財務健全性を両立します。成長のための投資を行ったうえで積極的な株主還元を行い、企業価値向上を進めます。また資本政策の一環である経営管理の更なる高度化の取り組みにより、資本コストを意識した事業別経営指標の導入による事業ポートフォリオ経営及びキャッシュフロー経営を強化・促進してまいります。

経営戦略・経営計画については、以下当社ウェブサイトにて開示を行っています。

https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/strategy.html

(経営戦略、経営計画及び資本政策に記載した数値は、当該計画策定時点における目標数値であり、この数値が達成されることをお約束するも のではありません。)

4)【原則3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくにはコーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力することを、ガイドラインに定めています。

また、グループ企業行動憲章及び川崎汽船企業行動憲章実行要点に以下の項目を定め、当社及びグループ企業はその実現のために実効ある 社内体制の確立に努めています。

- 1.人権の尊重
- 2.法令や社会規範の遵守
- 3.全てのステークホルダーからの信頼の獲得・維持・向上
- 4.安全運航の推進
- 5.環境問題解決への主体的な取り組み
- 6. デジタルトランスフォーメーション (DX)とイノベーションの促進
- 7.社会貢献活動への取り組み
- 8. リスク対策の徹底
- 5) 【補充原則4-11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続】及び
- 6)【原則3-1(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役·監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や経営の監督を行えるよう、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者など、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮しています。

また、独立社外取締役は、上記に加えて次の役割、責務を遂行しうる者でなければならないとしています。

経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと。 経営陣のパフォーマンスを随時評価し、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会のメンバーとして意見を表明すること。 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。

会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること。

経営陣・支配株主等から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること。

取締役会の規模については、当面10名前後とし、3分の1以上を独立社外取締役とすることとしています。取締役には現在10名が就任しており、うち7名は社外取締役(当社基準を満たす独立社外取締役6名を含む)です。

取締役のスキル・マトリックスは別紙1のとおりで、2025年6月開催の定時株主総会招集ご通知においても開示を行っています。

·招集通知(10ページ)

https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting/main/014/teaserItems1/03/linkList/0/link/rinjikabunushi\_shoshu.pdf

取締役及び執行役等の選任及び解任の基準に関して、ガイドラインにおいて次のとおり定めています。

- (1)取締役には、業務執行のモニタリングに資することのできる広〈深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を指名する。取締役候補者は、指名委員会において公正、透明かつ厳格な審議を経て決定することとし、取締役会はその内容に従い取締役の選解任に関する議案を株主総会に上程する。
- (2)執行役には、海運業に精通し、国際感覚、ビジネス感覚を備え、社内外の評価が高く、経営者として中期経営計画の実行に貢献でき、かつ法 令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を選任する。執行役の再任にあたっては、担当部門の業績等も考慮する。執行役の決定は、取締役 会の諮問に基づく指名委員会の答申を経たうえで、取締役会が行う。
- (3)次の事項のいずれかに該当する場合、取締役会は、指名委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経た決定に基づき、取締役の解任に関する議案を株主総会に上程することができる。また、執行役については、取締役会の決議をもって解任することができる。
- 一.取締役及び執行役としての適格性に欠けるとき
- 二.取締役及び執行役として不正、又は背信行為があったとき
- 三.取締役及び執行役として業務遂行上不適当であるとき
- 四、その他取締役及び執行役としてふさわしくない行為又は言動があり、会社との信頼関係を損ねたとき
- 7)【原則3-1(v) 取締役会が経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】 現在選任されている取締役については、株主総会の招集通知にて選任理由を開示しています。また社外取締役については、招集通知に加えて本報告書においても選任理由を説明しています(本報告書II-1項をご参照ください)。

#### 8)【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、指名委員会等設置会社として、経営の監督を行う取締役と業務を執行する執行役の役割を明確に分離しています。取締役会は経営方針の決定等と監督を担い、執行役へ業務執行の権限を大幅に委譲することで、執行役を中心とした執行体制による迅速な意思決定と機動的な経営を可能にしています。

9)【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしたうえで、より厳格な独立性判断基準を定めており、その内容は以下のとおりです。次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断しています。

- 一 最近3年間において、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務 執行者をいう。以下同じ)であったことがある者。なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各 事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 二 最近3年間において、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間において、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
- 四 最近3年間において、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。また、最近3年間において川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 五 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
- 六 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。また、指名委員会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することができ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めなければならない旨、ガイドラインにおいて定めています。
- 10)【補充原則4-11 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、2025年6月開催の当社の定時株主総会招集ご通知41ページから42ページに記載していますのでご参照ください。

https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting/main/014/teaserItems1/03/linkList/0/link/157kabunushi\_shoshu.pdf

11)【補充原則 4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要】

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、コーポレートガバナンスが有効に機能することが必須であるとの考えから、毎年、取締役会 の実効性について自己評価又は 独立した第三者による評価を行い、その結果を開示しています。

https://www.kline.co.jp/ja/news/ir/ir-20250425-1/main/0/link/250425JA.pdf

- 12)【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部·取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】及び
- 13)【補充原則4-2 持続的な成長に向けたインセンティブとしての報酬】

取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等に関する方針は、「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」別紙1に定めていますので、 ご参照ください。

https://www.kline.co.jp/pdf/csr/guideline.pdf

なお、報酬委員会は過半数を独立社外取締役で構成し、委員長は独立社外取締役の委員から選出することとしています。

- ・取締役の報酬は、二種類の固定報酬である月例報酬(金銭)と固定報酬(株式)からなります。なお、業績連動型の要素は含みません。
- i. 月例報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。
- ii.グローバル企業としてのガバナンス強化を担うことのできる人材の維持・確保及び株主との利害の共有を図ることを目的として、株式給付信託の 仕組みを活用した株式報酬制度を導入しています。

当制度は、社外取締役、社内取締役の別に応じて、事業年度ごとに予め付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付するものです。

当社の執行役(取締役を兼務する者を含む)及び執行役員の報酬体系は以下のとおりです。

- ·執行役及び執行役員の報酬は、固定報酬である月例報酬(金銭)と業績に応じて変動する短期業績連動報酬(金銭)と中長期業績連動報酬(株式)からなります。
- i. 基本報酬は、執行役及び執行役員の役位に応じて額を決定し、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii.上記各報酬等の支給割合は、業績目標を達成したケースにおいて100:40:65を想定しており、目標達成度に応じて、短期業績連動報酬は役位別基準額の0~1.5倍の範囲で、中長期業績連動報酬は役位別基準額の0~1.8倍の範囲でそれぞれ変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機付けるとともに、サステナビリティの取組みを推進するインセンティブを役員に与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。

業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法は以下のとおりです。

## ·短期業績連動報酬(金銭)

短期業績連動報酬(金銭)は、主として単年度の連結業績目標の達成度に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めています。役位 別基準額に乗ずる係数は、単年度の連結業績(経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益)に連動する係数及び個人の貢献に応じた係数とします。連結業績に連動する係数は目標達成度に応じた所定の計算式に従って0~1.5の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。このほか、重大な海難事故が発生した場合には、事故の程度や影響度に応じて減算を行います。・中長期業績連動報酬(株式)

中長期業績連動報酬(株式)は、株主とより一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を強め、より効果的に機能させるため、TSR等に連動するものとします。

(注)当社TSR = 一定期間における当社株価上昇率 + 一定期間における配当(配当合計額÷当初株価)

TSRに基づく指標は、当社TSRとTOPIX成長率との比率(以下、「TSR比率」という。)及び当社TSRと同業他社TSRの順位付けを組み合わせて、役位別基準額に乗ずる係数を定めます。役位別基準額に乗じる係数は、TSR比率が50%以下の場合は0(最小値)、TSR比率が100%の場合は1(目標達成時)、TSR比率が150%以上の場合は1.62(最大値)、TSR比率が50%超150%未満の場合は一定の計算式により算出し、同業他社TSRとの順位付けを組み合わせて決定します。TSRに基づく指標に加えて、ROE指標として中期経営計画の目標達成度及び他社との順位付けに基づく係数、ESG指標としてCO2の排出効率改善を評価する係数を採用しています。当該報酬の業績連動性は、経営責任に応じて高くなる設計としています。TSR指標、ROE指標及びESG指標(CO2)の構成比率は90:5:5の設定です。上記で算定される各係数の合計値(最小値0、最大値1.8)を役位別基準額に乗じて中長期業績連動報酬を算出し、ポイントに換算のうえで年度ごとに役員に付与し、原則として退任時に付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式等を交付します。

# ·報酬の構成比率

固定報酬(金銭)、短期業績連動報酬(金銭)及び中長期業績連動報酬(株式)の構成比率は、業績目標を達成したモデルケースにおいては、100 :40:65を想定しています。

#### 14)【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役、執行役及び執行役員が、統治機関の一翼を担う者として、期待される役割・責務を適切に果たすためのトレーニング方針を、 次のとおりガイドラインで定めています。

- (1)社外取締役は、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題等につき、担当役員又は所管部署等から説明を受け、十分な理解形成に努めねばならない。就任後は取締役会議題の事前説明、経営戦略会議への参加、担当部門から個別案件説明、訪船等の現場視察などを通じて理解の深化に努めることとする。
- (2)社内取締役、執行役及び執行役員は、競争法、インサイダー取引、反贈収賄などのコンプライアンスに関する研修を毎年受講しなければならない。
- (3)執行役員は、就任後速やかに、会社法や金融商品取引法等に係る法的責任を中心とした外部セミナーに会社の費用にて参加するものとする。
- (4)取締役、執行役及び執行役員は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンスの状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

#### 15) 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主・投資家との建設的な対話に取り組むこととし、ガイドライン及びIRポリシーでそのような対話を促進するための体制整備、取組みに関する方針を定めており、概略は以下のとおりです。

- (1)当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主・投資家との建設的な対話を促進するための諸施策を検討のうえ、取り組みます。
- (2)サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報を統括する執行役及び執行役員が株主・投資家との対話全般について統括し、サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報、経営企画、総務、財務、経理、法務各部門をはじめとする社内各部門が連携して施策の充実に努めます。
- (3)株主・投資家に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めるほか、説明会や施設見学会、ウェブサイト、統合報告書、FACTBOOK、株主通信その他の情報冊子の発行などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図ります。
- また、機関投資家に対しては、四半期毎の決算説明会、経営計画説明会、証券会社主催のセミナー等を通じて当社の経営戦略、事業内容、業績 等を説明するほか、投資家向けスモールミーティング、各種カンファレンス、海外機関投資家訪問等による対話の充実に取り組みます。
- (4)上記の取組みを通じて株主・投資家の意見は、重要性等に応じて取りまとめて取締役会などに報告します。
- (5)インサイダー情報については、金融商品取引法を始めとする関連法令及び社内規則に従って適切に管理します。
- (6)金融商品取引法等が規定する「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨や意義を尊重し、IRポリシーで定める「フェア・ディスクロージャー・ポリシー」に従って公平な情報開示に努めます。

IRポリシーの全体については、以下当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/policy.html

## 16)【原則1-4 政策保有株式】

船舶という高額な資産を多数擁し、各船を長期にわたって運用することや、為替、市況等個別の会社の企業努力を越えた要素により業績が大きく変動するボラティリティーの高い事業環境のもと、当社が長期的・持続的に成長するために、取引関係、業務関係の維持・強化の必要性があると考えられる相手企業の株式を、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として保有しています。取締役会は、独立した客観的な立場から少なくとも年1回、政策保有目的の上場株式について、個別にその保有目的や事業活動上の必要性、資本コストを踏まえた中長期的な経済合理性等を総合的に精査して保有の適否を検証し、保有継続が合理的でないと判断された銘柄については縮減の対象としています。その結果、2017年3月末に12銘柄保有していた政策保有目的の上場株式は、2024年度末の時点で3銘柄へ縮減しています。

また、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、政策保有の目的に照らし当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する議案であるかを 精査し、必要に応じて発行会社との対話を行ったうえで賛否を決定することを、ガイドラインに定めています。 当社では、関連当事者間の取引については、以下のとおり適切な手続を定めており、これを踏まえた監視ができているものと認識しています。 (1)決裁基準規程において、当社の議決権の10%以上を有する主要株主又は会社役員間の取引、役員が第三者のために会社とする取引、利益相反取引及び会社による役員の債務保証については、金額にかかわらず事前に取締役会に付議して承認を求めることと規定しています。 また、取引等を行った後には、その重要な事実について取締役会に報告することと規定しており、取締役会において取引の適正性を監視しています。

- (2)全ての株主は平等に扱われており、特定の株主に特別の配慮を行っていることはありません。
- (3)決算期ごとに全役員から確認書の提出を受け、関連当事者間取引の有無及び有の場合は取引内容について確認しています。
- 18)【補充原則2-3 サステナビリティを巡る課題への対応】、
- 19)【補充原則4-2 サステナビリティを巡る取組みについての基本方針の策定】及び
- 20)【補充原則3-1 サステナビリティに関する開示】

グローバルな価値観や行動の変容が加速し、地球温暖化による環境への負荷軽減に対する意識が高まるなか、当社は、サステナビリティ経営を中長期的な企業価値向上の実現に向けた重要課題の一つとして捉え、取締役会において継続的に議論しています。サステナビリティに重点を置いた経営を強化するため、代表執行役社長を委員長とする「サステナビリティ経営推進委員会」及び「GHG削減戦略委員会」を設置し、当社グループのサステナビリティ経営の推進体制やGHG削減戦略の審議・策定を通じて、さらなる企業価値向上を図っています。サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程の一環として、必要に応じてマテリアリティ(サステナビリティ重要課題)の見直しを行っています。直近に実施した2022年度の見直しでは、新たに5分野、12項目のマテリアリティを特定しました。新たに特定されたマテリアリティ12項目は、当社が中期経営計画で掲げる機能戦略の4本柱である「安全・品質」「環境・技術」「デジタライゼーション推進」「人材」と、それらの土台としての「経営基盤」の5分野に分類して整理されています。当社グループはマテリアリティを、中期経営計画に基づいて企業理念やビジョンを実現するために取り組むべき重要課題と位置付けています。また、当社では統合報告書やサステナビリティブックレットを発行するほか、ウェブサイトのサステナビリティや経営計画のページでは、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)/TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)の提言に基づく環境情報開示を含めたサステナビリティ全般に加え、人的資本への投資や環境負荷低減、多様な働き方、サービス品質向上を支える技術開発・イノベーションの取組みを促進するといった知的財産への投資についても開示を行っています。

・サステナビリティサイト(当社のサステナビリティを網羅的に紹介するサイト) https://www.kline.co.jp/ja/sustainability.html・ESGデータブック(ESGに関連するデータを掲載)

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/esg\_data/main/019/teaserItems2/0/linkList/00/link/ESGDATABOOK2024\_JA.pdf「"K"LINE REPORT」(統合報告書) (p.40-6価値創造の基盤)

https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/report/main/0111110/teaserItems2/0/linkList/04/link/KL\_AR24JA\_40-69.pdf TCFDフレームワークに基づく情報開示

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/environment/climate\_change/main/0110/teaserItems1/04/linkList/0/link/240920tcfdjp%20.pdf・TNFDフレームワークに基づく情報開示

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/environment/impact\_mitigation/main/0119/teaserItems1/04/linkList/0/link/20250115tnfd\_jp.pdf・「"K"LINE環境ビジョン2050」(GHG排出ネットゼロへの取組み)

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/environment/management/main/010/teaserItems2/018/linkList/0/link/211028\_vision%20slide\_JP.pdf · 2022年度中期経営計画(p.23-24「人材への投資」、p.28「環境投資について」) https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/strategy.html

- 21) 【補充原則2-4 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】及び
- 22)【補充原則2-4 中核人材の登用時における多様性の確保】
- < 人的資本多様性及び人材育成方針·社内環境整備方針>

当社では、事業の成長や変革をリードする力を有するとともに、事業環境の変化に柔軟に対応し得る人材の確保・育成に取り組んでいます。ポートフォリオ戦略遂行のために、各事業部門の需要に応じた人材の量的・質的な確保・育成を推進するとともに、これを一層促進するために多様な人材が活躍し、持てる能力を最大限に発揮できる労働環境の整備に努めています。

人材の確保では、新卒採用に加え通年でのキャリア採用を実施しており、「成長を牽引する役割」を担う3事業を中心に人員を配置するとともに、 事業基盤を支えるコーポレート部門にもバランス良く配置を行っています。採用に際しては、国籍、学歴、性別を問わず、多様な価値観を持つ人材 の確保に努めています。

人材の育成では、モラル・コンプライアンスを重視する企業風土を大切にしながら、「事業の持続的成長・変革をリードしていく人材」として海運プロフェッショナル経営人材の育成、「事業環境変化に柔軟に対応できる人材」としてビジネストランスフォーメーション人材及び環境・技術系人材の育成を目的とし、階層別研修に加えて、海運実務研修、乗船研修、会計・財務研修、マネジメントスキル研修、DX研修等を実施しています。社内において働く環境整備の一環として、法令を上回る育児休業制度を設け、女性社員が自律的なキャリア継続が出来るための支援や育児に関する社内理解促進のための管理職研修を実施しています。また、男性の育児参加促進のため、当社独自の施策として最大10日間の育児休暇制度を導入するなど、男性育休取得率の向上も推進しています。加えて、介護と仕事の両立を支援するため、介護休業や独自の休暇制度を整備するとともに、介護に関する相談窓口を設けて、介護に直面する社員が安心して働けるような環境の整備に努めています。コンプライアンスの観点からは社内、社外にハラスメント相談窓口を設け、プライバシーに最大限配慮したうえで迅速に問題解決に当たる体制を整備しています。また、当社役職員向けにハラスメント防止セミナーを毎年開催しています。

# <指標と目標>

全ての社員が働き甲斐をもち、いきいきと働ける企業となることを目指すとともに仕事と家庭の両立を図りながら、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進及び次世代育成支援のための行動計画(計画期間:2025年4月1日~2027年3月31日)で以下の当社目標を設定して取り組んでいます。

計画期間末迄に管理職における女性社員比率を15%とする。

一人当たりの月平均法定残業時間を30時間未満とする。

男性社員の育児のための休暇・休業取得率を50%以上とする。

年次有給休暇と企業独自の法定外休暇(年度内に7日間を限度)を合わせた取得日数を12日以上とする。

< 目標の進捗状況(2024年度実績) >

管理職の女性労働者の割合(%):7.4%

法定時間外労働時間(月平均): 7.5時間

男性社員の育児のための当社の休暇・休業取得率:81.9%

年次有給休暇と企業独自の法定外休暇取得日数:15.4日

・サステナビリティサイト(当社のサステナビリティを網羅的に紹介するサイト)

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability.html

· "K"LINE REPORT」(統合報告書)(p.56-59 人材)

https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/report/main/0111110/teaserItems1/00/file/KL\_AR2024\_allpage.pdf

・社内環境整備方針(「基本的な考え方」)

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/social/human\_rights.html

・女性の活躍を推進するための行動計画

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/social/diversity\_inclusion/main/01/teaserItems1/0/linkList/0/link/Action\_Plan\_2025\_ja.pdf ・人材育成についての考え方(陸上/海上)

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/social/human\_resource.html

## 23)【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を採用しており、同年金の安全かつ効率的な運用を可能とするため、年金運用責任者である財務グループ長を委員長とし、財務部門及び人事部門の年金業務担当者にて構成される年金資産運用委員会を設置しています。また、積立金の運用を安全・効率的に行うことをはじめとした基本方針・運用ガイドラインを制定するとともに、年金資産運用委員会が運用委託先へのモニタリング機能を発揮できるよう、同年金の母体企業として人事・運営面で取組むこととしています。

また、同年金の運用に当たっては、企業年金加入者の利益が最大限尊重されるよう取り組みを行っています。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示あり】【アップデート日付:2025/5/7】

当社は、資本政策の一環である経営管理の更なる高度化の取組みにより、企業価値向上を目指して資本コストを意識した事業別経営指標の導入(ROIC、EVA等)による事業ポートフォリオ経営及びキャッシュフローを重視した経営を強化・促進しています。具体的な内容及び進捗状況については以下の当社のウェブサイトをご参照ください。

·2024年度本決算 決算説明会資料(C1~6)

https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/presentation/main/0111111111114/teaserItems1/0/linkList/01/link/2024\_4\_presentation\_j.pdf

## 【株主との対話の推進と開示】

当社ウェブサイト「サステナビリティ | "K"LINEグループのサステナビリティ経営 | ステークホルダーエンゲージメント | IR活動実績」にて、株主・投資家との対話の実施状況を開示しています。

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/sustainability\_management/stakeholder\_engagement.html

対話の主なテーマは、事業戦略や中期経営計画、財務・株主還元・資本政策、サステナビリティを含む非財務情報等の事項です。 投資家・株主向けの決算発表説明会や事業説明会での説明内容や質疑応答については、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

·株主·投資家情報 | IRライブラリ | 決算説明会資料

https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/presentation.html

·株主·投資家情報 | IRライブラリ | IRイベント

https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/event.html

#### 2.資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

# 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イーシーエム エムエフ	77,947,600	12.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,752,000	9.99
エムエルアイ フオー セグリゲーテイツド ピービー クライアント	50,862,600	7.97
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	42,375,600	6.64
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT A SSETS-SEGR ACCT	31,796,900	4.98
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	23,820,256	3.73
サンテラ(ケイマン)リミテッド アズ トラスティ オブ イーシーエム マスター ファンド	19,716,700	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,394,050	3.03
今治造船株式会社	16,956,360	2.65
株式会社みずほ銀行	12,694,020	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

#### 補足説明

上記、大株主の状況は2025年3月31日現在の数字を記載しています。

2024年11月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーを提出者として以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には反映していません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称:エフィッシモ キャピタル マネー ジメント ピーティーイー エル ティーディー

保有株券等 の数(株):246,200,300(株) 株券等保有 割合(%):36.46(%)

2025年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、野村アセットマネジメント株式会社を提出者として以下の株式を 所有している旨が記載されているものの、当社としては2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には反映していません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称:野村アセットマネジメント株式会社

保有株券等 の数(株): 12,696,100(株) 株券等保有 割合(%):1.99(%)

#### 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

# 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

# 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・持分法適用関係にある上場会社当社は、持分法適用関係にある上場会社として、株式会社リンコーコーポレーションの株式を有しています。 リンコーコーポレーション(東証スタンダード上場)

当社は、日本海側唯一の中核国際港湾である新潟港に根差した物流サービスを提供する同社の株式を保有し、関係を維持強化することで、当社グループの総合的な企業価値向上につながるとものと考えています。海運業等に関する知識と経験を生かすべく、当社執行役員1名が社外取締役に就任していますが、当社の経営方針・経営戦略の共有はしておらず、当社は同社をグループ経営の対象とはしていません。また、当社の議決権比率は過半数に満たないことから、同社の独立性を損なう支配力は有しておらず、利益相反リスクが生じる懸念は小さいものと認識しています。

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)

# 【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数

7名

社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数

6名

# 会社との関係(1)

氏名	<b></b>	会社との関係( )										
戊省	属性		b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
山田 啓二	その他											
内田 龍平	他の会社の出身者											
小高 功嗣	弁護士											
牧 寛之	他の会社の出身者											
政井 貴子	他の会社の出身者											
原澤 敦美	弁護士											
久保 伸介	公認会計士											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- . k その他

# 会社との関係(2)

	戶	<b>「属委員</b> 会	슩	独立		
氏名	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 啓二						山田啓二氏は、旧自治省をはじめとした諸省庁及び地方自治体において要職を歴任した後、京都府知事を4期16年務めた経験を有しており、2019年6月から当社社外取締役として選任されています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識が当社グループの経営に生かされています。取締役会では筆頭社外取締役を務め、積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

内田 龍平	内田龍平氏は、会社法上の社外取締役の要件は満たしていますが、当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターを務めていることから、当社の独立性判断基準における株主要件に抵触するため、非独立社外取締役としています。	内田龍平氏は、三菱商事株式会社で主に国内外非上場企業への投資サポートに従事し、その後、株式会社産業革新機構で主に海外非上場企業への投資及び国内非上場企業の事業立ち上げを担当するともに英国企業及びチリ企業の社外取締役を兼務しました。現在は当社の株主であるEffissimo Capital Management PteLtdのディレクターとして主に国内上場19年6月から当社外取締役として選任されており、企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識が当社の経営に生かされています。当社株主の視点から取締役として積極的に発言し、当社の経営及び業務遂行の監督を行っていただくことは、株主共通の利益にもつながり、当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献するものと判断することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
小高功嗣		小高功嗣氏は、弁護士業に加え、証券、投資銀行、IT、不動産など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、同氏の法律に関する専門知識及び特に投資分野における豊富な知見を当社の経営に生かしていただくため、2023年6月から当社社外取締役として選任されています。 法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資や旧も含めた幅広い知見を生かして取締役会において積極的に発言し、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に関する監督等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員長として社外の独立に、に立った実効的な監査を行っていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
牧 寛之		牧寛之氏は、IT関連事業を柱とする株式会社 バッファローの代表取締役社長執行役員CEO 並びに傘下企業群の代表取締役社長及び取 締役を務めており、同氏の豊富なグルーブ経 営に関する経験並びに財務及び会計に関する 相当程度の知見を生かしていただくため、2023 年6月から当社社外取締役として選任されてい ます。経営者としての豊富な経験やIT・デジタ ル領域での幅広い知見からの取締役会におけ る積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び 報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業 務執行に対する監督等の役割を適切に果たし ていたことから、引き続き社外取締役として選 任をお願いするものです。選任後は引き続き同 様の役割を果たしていただくことともに、監査委 員として社外の独立した視点に立った実効的な 監査を行っていただくことを期待しています。な お、同氏と当社の間には特別の利害関係はあ りません。

政井 貴子		てて対象すると行を代表を見らるしと	政井貴子氏は、外資系銀行や国内銀行において金融市場に関わる業務を推進し、日本銀行では政策委員会審議委員として金融政策の策定に携わるなどの経験を有しています。同氏の金融市場における豊富な経験や金融経済に関する知見、ダイバーシティに関する見識を当社の経営に生かしていただくため、2024年6月から当社社外取締役として、これらの知見を生かした取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対するを負としての活動を通じて業務執行に対するを負としての活動を通じて業務執行に対するを登響等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
原澤 敦美		復働総等俱剰にてたれたと登載して	原澤敦美氏は、日本の弁護士資格を有し、法 聿事務所での勤務を通じて得た企業法務、労 動法、知的財産をはじめとした専門的な知識・ 経験に加え、日本航空株式会社在籍時には一 等航空整備士資格を取得したうえで技術的な 則面から同社の安全運航に貢献するなど、運 輸業にかかる知識・経験も有しています。同氏 は、これまでに社外役員となること以外の方法 で会社経営に直接関与した経験はありません が、2019年6月に当社社外監査役に就任後、 社外の独立した視点に立った実効的な監査を 行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は監査委員として、引き続き上記の役割及び業務 執行に対する監督等を適切に果たしていただく ことを期待しています。なお、同氏と当社との間 こは特別の利害関係はありません。
久保 伸介		グして 紅語 事態に 許希 遺害しと	ス保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有 の、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて得た監査、未上場会社の株式上場支援及び 企業再生・M&Aに関連する多彩な業務経験・知 歳を有しています。同氏は、ベンチャー企業や 事業活性化を支援する会社の創設・経営の経 後も豊富であり、2020年6月に当社社外経 に就任後、社外の独立した視点に立った実効 りな監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き 社外取締役として選任をお願いするものです。 選任後は監査委員として、引き続き上記の役 別及び業務執行に対する監督等を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏 と当社との間には特別の利害関係はありませ が、

# 【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	1	4	社外取締役
報酬委員会	5	0	1	4	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

# 【執行役関係】

±+,	<i>'</i> .— '	'nП		- 1	数
Δ4II	/T	ζ	(I)		24/

兼任状況

正句	氏名 代表権の有無 取制		役との兼任の	使用人との	
<b>以</b> 有	でで作り行無		指名委員	報酬委員	兼任の有無
五十嵐 武宣	あり	あり	×	×	なし
芥川 裕	あり	なし	×	×	なし

# 【監查体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役 及び使用人の有無 豆腐

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項。更新

当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人(補助使用人)を任命し、監査委員会の指揮命令下で監査委員会の職務を補助する業務に従事させています。当該補助使用人の業績評価は監査委員会の意見、評価を尊重したうえで、会社が行い、補助使用人の任命、異動については監査委員会の事前同意を得ることとしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人から定期的に監査計画・監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして緊密な連携を 行います。また、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と代表執行役との定期的な会合や内部監査グループと の連携等、監査環境の整備に努めます。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす役員全員をすべて独立役員に指定しています。

「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」 別紙3に定めています。

 $https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/governance/corporate\_governance/main/00/teaserItems1/01/linkList/0/link/guideline\_20250328.pdf$ 

#### 【インセンティブ関係】

取締役·執行役へのインセンティブ付与 に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度につきましては、上記 の1の13)【補充原則4-2 持続的な成長に向けたインセンティブとしての報酬】 をご参照ください。ストックオプションの付与対象者

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

# 【取締役·執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 豆筋

2025年3月期に係る役員報酬として、取締役9名に634百万円、監査役4名に80百万円を支払いました。これらには、2024年6月21日開催の第156 期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名に係る報酬及び2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役2 名及び監査役4名が含まれています。また、取締役の報酬634百万円には、短期業績連動報酬133百万円、及び長期業績連動報酬に関する費用 計上額292百万円が含まれています。

なお、当社は上記の臨時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。指名委員会等設置会社移 行後の2025年3月28日から2025年3月31日の期間についても、移行措置として上記報酬に含むよう各報酬規程を整備し、当該期間についての取 締役及び執行役への報酬等は給付していません。

- <報酬等の総額が1億円以上である取締役>
- ·明珍幸一 固定報酬:72百万円、短期業績連動報酬(金銭)64百万円、中長期業績連動報酬(株式)168百万円、計305百万円
- ·針谷雄彦 固定報酬:49百万円、短期業績連動報酬(金銭)37百万円、中長期業績連動報酬(株式) 74百万円、計161百万円
- ·山鹿徳昌 固定報酬:42百万円、短期業績連動報酬(金銭)31百万円、中長期業績連動報酬(株式) 49百万円、計123百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬委員会が取締役及び執行役の報酬を決定するに当たっての方針につきましては、上記 の1の12)【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】をご参照〈ださい。

#### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部門が取締役会に先立って必要な説明、情報提供を行うとともに、重要な業務執行について報告をするなど、 社外取締役の円滑な職務遂行を支援しています。なお、指名委員会及び報酬委員会には、委員会事務局を配置し、連絡・調整を行っています。また、監査委員会に対しては、監査委員会室を設置して使用人を配置し、監査委員会事務局の機能を担っています。

# 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、取締役会による経営方針の決定及び監督と、経営陣による業務執行の迅速な意思決定等、経営力の強化により、ガバナンスの強化と経営の改革を通じた企業価値の向上を図るため、指名委員会等設置会社のコーポレートガバナンス体制を採用しています。

取締役会の中には、それぞれ過半数の独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする三つの委員会(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会)を設置し、取締役及び執行役の選解任や報酬の決定、職務執行の監査において透明性の高いプロセスを確保し、ガバナンスの強化を図っています。

#### (業務執行の状況)

当社の取締役会は社外取締役7名を含む10名の取締役で構成され、執行役の業務執行を監督するとともに、法令で定められた事項や経営の基本方針、その他の経営に関する重要事項を決定しており、毎月1回以上開催しています。取締役会では書面決議制度やオンライン開催も導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。

指名委員会等設置会社の体制のもと、取締役会から執行役には大幅な権限移譲を行っています。執行側では、代表執行役社長、その他執行役、専務以上の執行役員、ユニット統括執行役員および法務、企業法務リスク・コンプライアンス統括担当執行役員、経営企画担当執行役員、財務担当執行役員、経理担当執行役員ならびに監査委員会が選任した者及び執行役社長が指名する取締役、執行役、執行役員・従業員・関係会社役員を以て構成する経営会議を原則として毎週開催し、業務執行に係る重要事項を決定するための協議を行うほか、代表執行役社長またはその代行者の意思決定に資する自由な討議を行う体制を整備しています。

2024年度の取締役会の出席状況は以下のとおりです。

取締役 明珍 幸一 (19回/19回 出席)

取締役 五十嵐 武宣 (1回/1回 出席) 2025年3月28日就任

取締役 荒井 邦彦 (19回/19回 出席) 監査役としての18回の出席を含んでいます

取締役 山田 啓二 (19回/19回 出席) 取締役 内田 龍平 (19回/19回 出席) 取締役 小高 功嗣 (19回/19回 出席) 取締役 牧 寛之 (19回/19回 出席

取締役 政井 貴子 (14回/14回 出席) 2024年6月21日就任

取締役 原澤 敦美 (19回/19回 出席) 監査役としての18回の出席を含んでいます 取締役 久保 伸介 (19回/19回 出席) 監査役としての18回の出席を含んでいます

取締役 浅野 敦男 (5回/5回 出席) 2024年6月21日退任 退任取締役 鳥山 幸夫 (5回/5回 出席) 2024年6月21日退任 退任取締役 志賀 こず江 (5回/5回 出席) 2024年6月21日退任 退任取締役 針谷 雄彦 (18回/18回 出席) 2025年3月28日退任 退任取締役 山鹿 徳昌 (13回/13回 出席) 2025年3月28日退任

#### (指名委員会)

指名委員会では、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、執行役の選任及び解任等について審議 し、取締役会へ答申します。また、指名委員会は、代表執行役社長の後継者計画について審議します。指名委員会は、過半数の独立社外取締役 で構成され、委員長は独立社外取締役である委員の中から選定されます。

#### (監査委員会)

監査委員会では、取締役及び執行役の職務執行の監査を行い、監査報告書の作成や株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容の決定を行います。監査委員会は、過半数の独立社外取締役で構成され、委員長は独立社外取締役である委員の中から選定されます。

#### (報酬委員会)

報酬委員会では、役員報酬の制度設計・水準やそれらに関連する事項の検討を行い、取締役及び執行役の報酬等の内容を決定します。報酬委 員会は、過半数の独立社外取締役で構成され、委員長は独立社外取締役である委員の中から選定されます。

また、2025年3月28日に行われた指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日に行われた指名委員会及び報酬委員会への出席は以下のとおりです。

# 指名委員会

山田 啓二 (1回/1回出席) 委員長

内田 龍平 (1回/1回出席)

小高 功嗣 (1回/1回出席)

政井 貴子 (1回/1回出席)

明珍 幸一 (1回/1回出席)

監査委員会

小高 功嗣 (1回/1回出席) 委員長

牧 寛之 (1回/1回出席)

原澤 敦美 (1回/1回出席)

久保 伸介 (1回/1回出席)

荒井 邦彦 (1回/1回出席)

## 報酬委員会

政井 貴子 (1回/1回出席) 委員長

山田 啓二 (1回/1回出席)

内田 龍平 (1回/1回出席)

小高 功嗣 (1回/1回出席)

明珍 幸一 (1回/1回出席)

なお、指名委員会設置会社への移行以前の2024年度の各諮問委員会への出席状況は以下のとおりです。

#### 指名諮問委員会

山田 啓二 (8回/9回出席) 委員長

小高 功嗣 (9回/9回出席)

牧 寛之 (9回/9回出席)

政井 貴子 (7回 / 7回 出席) 2024年6月21日 就任

明珍 幸一 (9回/9回出席)

志賀 こず江 (2回 / 2回 出席) 2024年6月21日 退任

#### 報酬諮問委員会

小高 功嗣 (6回/6回出席) 委員長

山田 啓二 (5回/6回出席)

牧 寛之 (6回/6回出席)

政井 貴子 (4回/4回 出席) 2024年6月21日 就任

明珍 幸一 (6回/6回出席)

志賀 こず江 (2回 / 2回 出席) 2024年6月21日 退任

#### 事務局等の設置状況

指名委員会、報酬委員会では、事務局を設置し、総務担当執行役員及び人事担当執行役員以下が委員会の活動をサポートしています。また、監査委員会については、監査委員会室を設置して、使用人を配置して、監査委員会事務局の機能を担っています。

#### (会計監査の状況)

当社は監査法人(EY新日本有限責任監査法人)と監査契約を締結しており、監査法人は、公正不偏の立場で監査を実施しています。

業務を執行した公認会計士の氏名 / 所属する監査法人

内田 聡 / EY新日本有限責任監査法人 清本 雅哉 / EY新日本有限責任監査法人 美和 一馬 / EY新日本有限責任監査法人

#### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 19名 その他の補助者 30名

#### (責任限定契約に関する状況)

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結することができる旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である明珍幸一氏、荒井邦彦氏、山田啓二氏、内田龍 平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償 責任の限度額は、善意で重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が指名委員会等設置会社の体制を選択している理由は、上記IIの「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)をご参照ください。

指名委員会等設置会社の体制のもと、取締役会から大幅な権限移譲を受けた執行側では、ユニット統括制を採用し、執行の長たる代表執行役社 長の下に複数の部門を統括するユニット統括執行役員を置くことで、適切なリスクテイクと業務執行責任体制の明確化を図っています。 また、監査委員会と内部監査グループとの連携により、監査の実効性の維持・向上にも努めており、このような体制によって株主等ステークホル ダーの負託に応えることができるものと考えています。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 三端

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2025年の定時株主総会開催は、6月20日に行い、それに向けTDNet及び自社ウェブサイトでの開示並びに招集通知発送はそれぞれ5月23日(株主総会の4週間前)、5月30日に行いました(株主総会の3週間前)。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場として機能するよう、また多くの株主の出席の機会を確保するため、できる限り集中日を避けて株主総会を開催するよう努めることを「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」第2条(株主総会と議決権尊重)にて定めています。株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、株主と建設的な対話を行い、適切な権利行使を行っていただくことを趣旨としています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年から導入し、インターネット等による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使の利便性向上に配慮し ています。

1-4-1-4-	. —		1- 11
招集诵知	(要約)	の英文で	での提供

招集通知(事業報告を含む)全文の英語版を作成し、東証及び自社ウェブサイトに掲載しています。

## その他

株主総会終了後には、自社ウェブサイトに決議通知及び総会の動画を掲載しています。 2022年よりバーチャル総会(参加型)を導入し、株主総会のライブ配信を行っています。

## 2. IR に関する活動状況 更新

	補足説明	代 自 よ の 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上のIRポリシー https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/policy.html においてディスクロージャーポリシーの詳細を開示しています。なお、IRポリシーの中にフェア・ディスクロージャー・ポリシーを加えて、2018年4月1日施行の金融商品取引法等が規定する「フェア・ディスクロージャー・ルール」への対応を明確にしました。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会への参加、インターネットによるオンライン説明 会の開催や当社ウェブサイトを通して情報を発信しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期毎に実施するとともに、アナリストや国内機関投資家との 定期的な個別面談を行っています。このほか、スモールミーティング、事業説 明会、ESG/サステナビリティ説明会及び施設見学会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家との対話は、定期的に欧州、米国及びアジア等の投資家への 訪問やオンライン等による個別面談や、証券会社が主催するカンファレンスへ の参加、スモールミーティングを行っています。四半期決算開示では説明会資 料や音声、説明会要旨と主なQ&Aなどを英語で配信しています。https://www. kline.co.jp/en/ir/library/presentation.html	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上の「株主・投資家情報」ページ (https://www.kline.co.jp/ja/ir.html)で、IRニュース、決算短信、決算説明会資料と音声記録、説明会要旨と主なQ&A、統合報告書、ファクトブック、株主通信、有価証券報告書及び半期報告書、事業説明会資料、個人投資家向けオンライン説明会動画、海運市況含む財務・業績データに加え、当社の概要や強みの紹介など、当社をご理解頂〈ための資料・情報を和文・英文で掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署としてサステナビリティ・環境経営推進・IR・広報グループ IR・ESG推進チーム設置しており、代表執行役社長(CEO)、代表執行役専務(CFO)、サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報担当、グループ長以下でIR活動を行っています。	

#### 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

# 補足説明

# 社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定

・「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定しています。グループ企業の行動原理を明らかにするために、グループ企業行動憲章では、川崎汽船グループは、人権の尊重、法令等の遵守及び環境への配慮が事業活動の基本であること、企業の発展は社会と共にあることを認識し、持続可能な社会の発展に資するために、行動憲章の原則に従って行動することを宣言しています。また、川崎汽船企業行動憲章実行要点では、グループ企業行動憲章の実行に際しての、それぞれのステークホルダーとの関係を含む当社としての具体的行動指針を定めています。

・上記グループ企業行動憲章で掲げられた「人権の尊重」に関するより具体的な指針として「川崎汽船グループ人権基本方針」を策定し、人権尊重に関連した国際規範や法令を尊重・遵守するとともに、「人権デューディリジェンス」を実施することを定めています。・当社グループのサステナビリティ経営を推進し、企業価値向上を図るため、代表執行役社長を委員長とし、各ユニット統括執行役員などで構成する、サステナビリティ経営推進委員会を設置しています。

・ステークホルダーとの対話を通じて認識したサステナビリティの重要課題の解決に向け、マテリアリティについて、それぞれの項目に対応する管掌部門を明確にし、取り組みの進 捗管理を強化しています。

・グループの14社がISO14001認証を取得し、本船の運航も含めた環境マネジメントシステムを確立。またグループ全体で環境マネジメントを推進する体制「DRIVE GREEN NETWO RK」を構築し運用しています。

・独自の/ウハウにより世界トップクラスの安全運航管理体制の充実を図り環境保全にも つなげています。

・各ステークホルダーとの関係においては、以下のような活動を行っています。

顧客、取引先:環境保全・社会貢献活動での協働、公正で差別のない取引

株主、投資家:ESGに関わる情報の提供、対話の実施

金融機関:トランジション・ローン、トランジション・リンク・ローン等のサステナブル・ファイナ ンス

従業員:採用と処遇における機会均等、職能向上に適した階層別研修、職場の安全衛生 の確保

社会:国内外の地域社会との交流、災害義捐、環境プロジェクト支援等の社会貢献活動

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定

環境保全活動、CSR活動等の実施

会社法、金融商品取引法、上場する証券取引所の定める規則、不正競争防止法、個人情報保護法等情報規制法など会社情報の開示に関する法令・規則等を遵守しつつ、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに適時・公正に情報提供を行う方針としています。株主・投資家に開示する情報の基準や開示の方法等は「IRポリシー」において定めるとともに、公平な情報開示のための基本原則として「フェア・ディスクロージャー・ポリシー」を定め、いずれもウェブサイトで公表しています。https://www.kline.co.jp/ja/ir/management/policy.html

# 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 555

当社は取締役会において、内部統制システムについて以下を定めています。 「当社グループの内部統制システムについて」

#### 内部統制に関する基本的枠組み

当社は、執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでいく。

具体的には、取締役会が内部統制システムを整備し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていく。

以下のような体制を構築しているが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図っていく。

#### 内部統制システム

(1) 当社の執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守(コンプライアンス)を当社グループ企業の行動原則の一つとして掲げている。取締役会はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行している。

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」及び「決裁基準規程」に基づき、執行役の権限を明確にし担当業務を積極的かつ誠実に遂行するとともに、取締役会に対してその職務の執行状況を報告するものとしている。

執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしている。

従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備している。

内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会、執行役及び執行役員の責務遂行を支援する。

代表執行役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っている。

法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けている。 通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定している。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとして いる。

(2)当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」、「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持している。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険(リスク)として以下を認識し、その把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整備している。 船舶の安全運航に係るリスク(海洋汚染含む)

大災害等に係るリスク

コンプライアンスに係るリスク

その他の経営上のリスクこれらのリスクが顕在化したとき(危機)に企業の社会的責任を果たし得るよう、「危機管理規程」を定め、危機・リスク管理体制を構築している。上記のリスクそれぞれに対応する委員会を設置するとともに、この4委員会を束ね、危機・リスク管理活動全体を掌握・推進する組織として、危機管理委員会を設置している。

[委員会名] 機能

[危機管理委員会] 危機・リスク管理活動全体の統括

[安全運航推進委員会] 当社運航船舶の安全対策、船舶事故(海洋汚染含む)の予防及び発生時の対応

[災害対策委員会] 大災害への平時の準備及び発生時の対応

[コンプライアンス委員会] コンプライアンス上の問題に対応 [経営リスク委員会] その他の経営上のリスク対応 (4)当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、指名委員会等設置会社として執行役を選任するとともに、取締役会から執行役への大幅な権限委譲により職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っている。

[取締役会]

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の重要事項を決定するとともに、取締役・執行役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、原則として、毎月1回開催する。

なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としている。

[経営会議]

代表執行役社長、その他執行役、専務執行役員以上及び経営企画、財務担当、会計担当執行役員が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して代表執行役社長又はその代行者の意思決定に資する体制を整備している。

(5)当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社(以下「グループ会社」という)における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めている。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保している。

グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させている。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としている。さらに当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報交換を行っている。

グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備している。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グル・プ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険(リスク)について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしている。

グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、原則として自立的に経営を行っている。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしている。

グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っている。

また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしている。

(6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人(補助使用人)を任命し、監査委員会の指揮命令下で監査委員会の職務を補助する業務に従事させている。

(7)補助使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、補助使用人の業績評価は監査委員会の意見、評価を尊重したうえで、 会社が行い、補助使用人の任命、異動については監査委員会の事前同意を得ることとしている。

(8)当社の監査委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、補助使用人からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っている。

(9)当社の取締役(監査委員である取締役を除く)・執行役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制、その他当社の監査委員への報告に関する体制

当社の取締役(監査委員である取締役を除く)・執行役・執行役員及び従業員は、「監査委員会への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会、監査委員会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査委員会に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査委員に報告することとしている。執行役は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしている。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査委員会に適宜報告を行うとともに、監査委員会の求めに応じて追加監査を実施するものとしている。

グループ会社の取締役・監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査委員会に報告できるものとしている。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めている。

(10)前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「監査委員会への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査委員会へ報告した当社及びグループ会社の取締役・監査役・執行役・執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めている。

(11)当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理 に係る方針に関する事項

当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行っている。

(12)その他、当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と代表執行役との定期的な会合や内部監査グループとの連携 等、監査環境の整備に協力している。

(13)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの 有効性の継続的な評価、改善を実施している。

(14)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「関係官庁や関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むとともに、被害防止のために全社をあげて法に則して対応する」旨を、「川崎汽船企業行動憲章実行要点」にて宣言している。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて、当社グループにおける対応を迅速かつ適切に実施できる体制を構築している。

なお、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保のための内部統制の評価・報告制度への対応として、当社グループの内部統制システムの構築・整備を進めるにあたり、内部監査グループが独立的な立場からその評価と監視を行っています。 当社の内部統制システムの概要を含むコーポレートガバナンス体制については、別紙2をご参照下さい。

# 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記 1の|| の(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 に記載のとおりです。

# その他

# 1. 買収への対応方針の導入の有無

#### 買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策の有無にかかわらず、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 豆舗

#### 適時開示体制の概要

当社は、会社情報の適時開示に関して、川崎汽船企業行動憲章実行要点で「株主、投資家などのステークホルダーと広くコミュニケーションを図るために、経理・財務等正確な会計記録や税務管理を含む事実および企業情報を適時適切に開示する」と定めており、諸法令及び証券取引所の規則に基づく、迅速、正確かつ公平な情報開示を徹底しています。当社の適時開示体制は以下の通りです。

#### (1)適時開示体制

適時開示を要する事項は、当該事項を所管する部門が内容を取りまとめ、経営会議での協議を経て、代表執行役社長が決裁を行い、総務グループ(決算に関する情報は、経理グループ)が速やかに開示手続きを行います。また、適時開示前の内部情報については、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」を遵守し、適切に管理することで、内部者取引の未然防止に努めています。

#### (2)適時開示体制のモニタリング

監査委員会は、「監査委員会監査基準」に定める「法定開示情報等に関する監査」の方針に基づき、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視、検証しています。

(別紙1) スキル・マトリクス

	当社における地位、担当	専門性							
氏名		企業経営 経営戦略	法務・リスク マネジメント	財務·会計	人事·労務	安全·品質	環境·技術	グローバル	営業・ マーケティング
明珍 幸一	取締役会長、取締役会議長、 指名委員、報酬委員	0	0		0	0	0	0	0
五十嵐 武宣	取締役、代表執行役社長(CEO)	0	0	0		0	0	0	0
荒井 邦彦	取取締役、 監査委員(常勤)	0	0	0				0	0
山田 啓二	社外取締役 筆頭独立社外取締役 指名委員会委員長、報酬委員		0		0	0	0	0	
内田 龍平	社外取締役、 指名委員、報酬委員	0		0				0	
小高 功嗣	社外取締役、 指名委員、監査委員会委員長、報酬委員		0	0				0	
牧 寛之	社外取締役、 監査委員	0		0	0		0	0	0
政井 貴子	社外取締役、 指名委員、報酬委員会委員長	0		0				0	0
原澤 敦美	社外取締役、 監査委員		0			0	0	0	
久保 伸介	社外取締役、 監査委員	0	0	0				0	

当社では、重要課題として整理したマテリアリティに基づいて取締役会に求められるスキル(知識・経験・能力等)を特定し、スキルの組み合せ、多様性を考慮した取締役会の構成とすることで、取締役会の機能の 発揮を図っています。

